



下呂市農業委員会が取り扱う個人情報に係る下呂市個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 4 月 4 日

下呂市農業委員会会長 金 森 茂 俊



令和 5 年下呂市農業委員会告示第 5 号

下呂市農業委員会が取り扱う個人情報に係る下呂市個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

下呂市農業委員会が取り扱う個人情報に係る下呂市個人情報保護条例の施行に関する規程（平成 16 年下呂市農業委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>下呂市農業委員会が取り扱う個人情報に係る下呂市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する規程</u>	<u>下呂市農業委員会が取り扱う個人情報に係る下呂市個人情報保護条例の施行に関する規程</u>
下呂市農業委員会が取り扱う個人情報に係る下呂市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年下呂市条例第 11 号）の施行については、 <u>下呂市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和 5 年下呂市規則第 8 号）</u> の規定の例による。	下呂市農業委員会が取り扱う個人情報に係る下呂市個人情報保護条例（平成 16 年下呂市条例第 21 号）の施行については、 <u>下呂市個人情報保護条例施行規則（平成 16 年下呂市規則第 16 号）</u> の規定の例による。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 4 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。